

橋梁定期点検業務の発注について（公告予告）

各道路管理者が管理する橋梁については、平成 25 年 6 月の道路法改正を受け、省令（平成 26 年 7 月 1 日施行）により 5 年に 1 回の近接目視点検が義務付けられました。これにより「佐賀県道路メンテナンス会議」において、市町支援の一環として橋梁定期点検の地域一括発注の取組について検討がなされてきたところです。

この取組に対する平成 28 年度の参加意向調査がなされ、参加される市町においては、当支援機構が地域一括発注支援機関として橋梁定期点検業務の発注を行うこととなりました。

今後の予定として 平成 28 年 7 月初旬に、当支援機構の HP (<http://www.sagacat.or.jp/>) に橋梁定期点検業務入札について公告します。

※公告・入札についての問い合わせについては公告掲載後、当支援機構に直接問い合わせ下さい。